

平成29年度事業報告書

子鹿医療療育センター
子鹿短期入所事業所
子鹿日中一時支援事業所
子鹿障害児等療育支援事業所
子鹿障害児（者）通所支援事業所
児童発達支援センターバンビ

基本理念、基本方針に基づき、平成29年度の事業を行った。

【基本理念】

わたしたちは、一人ひとりの障害児（者）が健康で温かく潤いのある生活がおくれるように全力を尽くして支援します。

【基本方針】

- 1 障害児（者）の生命と人権を尊重し、プライバシーを守ること。
- 2 安全で快適な生活環境と最良の療育サービスを提供すること。
- 3 地域やご家族との交流を深め、信頼される開かれた施設を目指すこと。
- 4 「根気・のんき・元気」をモットーとし、積極的に仕事に取り組むこと。
- 5 専門性を高め、お互いに力を合わせて、サービスの向上に努めること。

子鹿医療療育センター（定数84床）

【事業の概要】

- ・医療型障害児入所施設及び療養介護事業所（定員80名）
- ・外来診療（内科・精神科・リハ外来・歯科・摂食外来・発達外来）及び訪問歯科診療
- ・児童福祉法による医療型障害児入所施設及び障害者総合支援法による療養介護事業所として、また医療法による病院として障害児（者）の入所（入院）と外来診療を行う。

【処遇方針】

「日常生活の援助」

- ・障害を正しく理解し、適切な援助を行う。

「機能訓練の実施」

- ・運動機能の維持、向上のための援助やリハビリテーションを実施する。

「給食の実施」

- ・安全で栄養価と季節感に配慮した適切な食事を提供する。

「地域社会とのつながり」

- ・見学者、実習生やボランティアを受け入れる。

- ・在宅の障害児(者)に対し、外来診療、短期入所事業、日中一時支援事業、障害児(者)通所支援事業、児童発達支援センター事業、障害児等療育支援事業を行う。

【主な取り組み】

今年度、以下のことに取り組んだ。

《利用児(者)へのサービス等》

- (1) 利用児(者)の処遇向上を図る。
 - ・利用児(者)の特性に即した日常生活の援助と療育の充実を図った。
 - ・ケースカンファレンスを行ない、利用児(者)の処遇を見直した。
 - ・摂食会議で個々に適した食形態を検討した。
- (2) 利用児(者)の健康維持、疾病予防に努める。
 - ・疾病の予防や早期発見、早期対応に努め、他院受診を支援した。
 - ・インフルエンザワクチンやHBワクチン接種等により感染症予防に努めた。
- (3) 利用児(者)に快適な生活環境を提供する。
 - ・フロアー内を清掃し、生活環境の整備と改善に努めた。
- (4) 安全対策、事故防止、衛生管理に努める。
 - ・危険箇所、不衛生箇所は迅速に改善し、災害対策に努めた。
 - ・安全対策委員会で事故等の原因究明と再発防止に努めた。
 - ・感染対策委員会で感染症や食中毒の予防と迅速な対応に努めた。
 - ・ネズミやゴキブリなどの生息状況の定期的な点検を行い、防除に努めた。
- (5) 利用者の個人情報をもとに適切に取り扱う。
 - ・個人情報保護規定により個人情報の保護と管理を徹底した。
- (6) 機能訓練の充実を図る。
 - ・リハビリテーション会議で機能訓練の内容を検討した。

《家族との連携》

- (1) 保護者との連携を促進する。
 - ・交流の場を設けて情報提供や意見交換を行い、相互理解に努めた。
 - ・サービス内容の説明を年1回以上行い、家族と協議した。
- (2) 施設の情報を提供する。
 - ・施設の基本情報と職員の一覧パネルを玄関に掲示した。
 - ・広報誌「子鹿だより」(年4回)と事業報告書を発行した。
- (3) 苦情や意見を受け容れる。
 - ・苦情解決制度や意見箱で利用児(者)等からの苦情や意見を受け付け、迅速に対応した。

《職員に関する事》

- (1) 専門性を高めるとともに、人権教育の充実を図る。
 - ・研修の機会と専門的な資料や情報を提供し、他施設の見学や交換実習を行った。
- (2) 虐待の防止に努める。
 - ・センター長を委員長とする虐待防止委員会を設置し、虐待防止マニュアルを策定した。
 - ・障害者虐待防止自己チェックを行い、虐待防止に努めた。

(3) 職員間の連絡や報告の徹底を図る。

- ・職務、職責意識の高揚に努めた。
- ・文書の掲示や配布、サイボウズ等で情報の共有と連携の促進を図った。

(4) 職員の健康管理と労働災害の発生防止を図る。

- ・定期健診、腰痛健診、ストレスチェックを行い、その後の適切な対応に努めた。
- ・衛生委員会において、組織体制や業務内容、職場環境、喫煙対策を検討した。

《施設制度等》

- ・児童福祉法、障害者総合支援法及び医療法に則した適正な施設整備を行った。
- ・医療スタッフ及び療育スタッフの充足にむけた活動を継続して行った。

【利用者の状況】

①利用者の入退所状況(定員80名)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退所	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
在院数	80	80	80	80	80	80	80	80	79	79	79	79

②年齢別利用者数(平成30年3月31日現在)

年齢(歳)	21	24	27	30	35	40	45	50	55	60	65	最低(歳)	最高(歳)	平均(歳)
男	0	0	2	4	2	6	7	5	3	5	7	28	78	50.6
女	0	2	0	2	2	4	4	6	4	2	12	24	77	53.2
計	0	2	2	6	4	10	11	11	7	7	19	—	—	51.8

③在所期間別利用者数(平成30年3月31日現在)

期間(年)	1年未満	1	4	7	10	15	20	25	30	35	最低(年)	最高(年)	平均(年)
人数	0	2	3	4	6	4	5	5	7	43	1年8ヶ月	43	30.6

子鹿短期入所事業所(定員4名)

【事業の概要】

- ・短期入所事業(宿泊を伴う短期入所)

子鹿医療療育センターに短期入所用の病床を確保し、在宅障害児(者)の宿泊及び日帰り利用の受け入れを行う。

【処遇方針】 子鹿医療療育センターの処遇方針と同じ

【主な取り組み】

今年度、以下のことに取り組んだ。

- (1) 利用児(者)の処遇の向上

- ・利用児（者）の特性に即した日常生活の援助と療育の充実を図った。
- (2) 利用児（者）の健康維持と疾病予防
 - ・疾病の予防や早期発見、早期対応に努めた。
- (3) 虐待防止
 - ・センター長を委員長とする虐待防止委員会を設置し、虐待防止マニュアルを策定した。
 - ・障害者虐待防止自己チェックを行い、虐待防止に努めた。
- (4) 快適な生活環境の提供
 - ・フロア内を清掃し、生活環境の整備と改善に努めた。
- (5) 安全対策、事故防止、衛生管理
 - ・危険箇所、不衛生箇所は迅速に改善し、災害対策に努めた。
 - ・安全対策委員会で事故等の原因究明と再発防止に努めた。
 - ・感染対策委員会で感染症や食中毒の予防と迅速な対応に努めた。
 - ・ネズミやゴキブリなどの生息状況の定期的な点検を行い、防除に努めた。
- (6) 利用者の個人情報 を適正に取り扱う。
 - ・個人情報保護規定により個人情報の保護と管理を徹底した。
- (7) 苦情や意見の受け入れ
 - ・苦情解決制度や意見箱で利用児（者）等からの苦情や意見を受け付け、迅速に対応した。
- (8) 短期入所の利用の充実
 - ・県内及び島根県からの利用に応えた。

【利用者の状況】

①月別利用者状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
受入実人数	18	21	20	20	23	21	22	22	20	18	19	22	246
受入件数	32	35	30	39	43	31	32	34	36	34	26	35	407
受入延日数	94	109	110	89	108	86	101	93	106	87	84	103	1170

子鹿日中一時支援事業所

【事業の概要】

- ・日中一時支援事業（障害児（者）の日帰り利用）

子鹿医療療育センターで在宅障害児（者）の日帰り入所、三次アカデミーで庄原特別支援学校に通う生徒の放課後一時預かりと生活介護事業所に通う障害者、従たる事業所となる児童発達支援センターバンビで児童と未就学児の夕方一時預かりを行なった。

【処遇方針】 子鹿医療療育センターの処遇方針と同じ

【主な取り組み】

今年度、以下のことに取り組んだ。

- (1) 利用児（者）の処遇の向上
 - ・利用児（者）の特性に即した日常生活の援助と療育の充実を図った。

(2) 利用児（者）の健康維持と疾病予防

- ・疾病の予防や早期発見、早期対応に努めた。

(3) 虐待防止

- ・センター長を委員長とする虐待防止委員会を設置し、虐待防止マニュアルを策定した。
- ・障害者虐待防止自己チェックを行い、虐待防止に努めた。

(4) 快適な生活環境の提供

- ・フロアー内を清掃し、生活環境の整備と改善に努めた。

(5) 安全対策、事故防止、衛生管理

- ・危険箇所、不衛生箇所は迅速に改善し、災害対策に努めた。
- ・安全対策委員会で事故等の原因究明と再発防止に努めた。
- ・感染対策委員会で感染症や食中毒の予防と迅速な対応に努めた。
- ・ネズミやゴキブリなどの生息状況の定期的な点検を行い、防除に努めた。

(6) 利用者の個人情報の適正な取り扱い

- ・個人情報保護規定により個人情報の保護と管理を徹底した。

(7) 苦情や意見の受け入れ

- ・苦情解決制度や意見箱で利用児（者）等からの苦情や意見を受け付け、迅速に対応した。

(8) 場所の追加

- ・児童発達支援センターバンビを従たる事業所とし児童と未就学児を受入れた。

【利用者の状況】

①月別利用者状況（子鹿日中一時支援事業所）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
受入実人数	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	8
受入件数	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	8
受入延日数	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	8

②月別利用者状況（三次アカデミー日中一時支援事業所）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開催日数	24	24	26	25	23	24	25	24	23	23	23	26	290
受入延人数	184	207	239	224	188	205	227	230	224	198	214	239	2579

子鹿障害児等療育支援事業

【事業の概要】

備北障害保健福祉圏域の在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるために訪問や外来で療育指導を行い、相談に応じる。

(1) 広島県からの委託事業

- ・訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業（発達外来）、施設支援一般指導事業

(2) 三次市からの委託事業

・障害児等療育相談支援事業

【主な取り組み】

今年度、以下のことに取り組んだ。

(1) 訪問療育等指導事業の実施

毎月、庄原特別支援学校つどいの家にて理学療法士、作業療法士、歯科衛生士などによる療育指導や管理栄養士による調理講習会を行った。

(2) 外来療育等指導事業（発達外来）の実施

相談員、臨床心理士による外来での療育相談や感覚統合訓練等を行った。

(3) 施設支援一般指導事業の実施

保育所や学校その他の施設に出向いて療育指導を行なった。

(4) 障害児等療育相談支援事業の実施

三次市内の在宅の障害児（者）の地域における生活を支える為の訪問や外来での相談を行った。

(5) 三次市障害児生活訓練事業への協力を行った。

(6) 障害児（者）やその家族、施設からの個別相談に随時対応した。

(7) 「子鹿だより」を本事業登録者と関係市町機関に発送し広報活動を行った。

(8) 在宅や施設入所児（者）のサービス利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行った。

【活動状況】

①相談支援専門員の活動状況

- ・家庭訪問 相談件数 445件 相談人数 445名
- ・電話相談 相談件数 120件 相談人数 120名
- ・来所相談 相談件数 846件 相談人数 846名

②施設支援指導事業

事業所	事業所数	件数	実人数
保育所・幼稚園	19	30	26
小学校	15	26	22
中学校	3	3	3
高校	1	2	2
特別支援学校	1	4	4
居宅介護支援事業所 訪問看護ステーション	0	0	0
生活介護 就労支援事業所等	2	2	2
行政機関	5	29	28
合計	46	96	87

③障害児相談支援事業（巡回療育相談・外来療育指導事業）

分類	訪問療育指導事業			外来療育指導事業
	巡回相談		訪問健康診査	個別療育
事業名	個別療育	集団療育		
件数	24	68	129	685
人数	24	68	129	685

子鹿通所支援事業所

【事業の概要】

- ・障害児（者）通所事業所ウイズワン

在宅の重症心身障害児（者）を主たる対象に、通所による療育や日常生活の支援を行なう。

【処遇方針】

- ・利用児（者）の健康状態をよく観察し、安全な送迎をする。

「日常生活と発達の支援」

- ・障害を正しく理解し適切な支援を行う。
- ・基本的な生活習慣の習得や機能の維持、向上のための支援を行う。

「給食の提供」

- ・安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する。

【主な取り組み】

今年度、以下のことに取り組んだ。

(1) 利用児（者）の処遇の向上

- ・利用児（者）の個々の特性に即した療育や日常生活の支援を行った。

(2) 快適な生活環境の提供

- ・利用児（者）に快適な生活環境を提供し衛生管理に努めた。

(3) 安全対策、事故防止

- ・安全対策、事故防止に努めた。

(4) 利用児（者）家族との連携

- ・利用児（者）の家族との連絡、協力関係の構築に努めた。

(5) 利用契約児（者）の確保

- ・利用契約児（者）数の確保に努めた。

③障害児（者）通所事業所ウイズワン

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開所日数	24	24	26	25	23	24	25	24	23	23	23	26	290
利用人数	106	98	112	107	110	113	115	108	103	110	99	131	1312

平均利用人数 4.5名／1日

児童発達支援センターバンビ

【事業の概要】

- ・在宅の障害児を対象として、通所による療育や日常生活の支援を行う。
- (1) 児童発達支援
 - ・よつばグループ（定員10名 月～金曜日の9時から15時までの療育）
 - ・たんぽぽグループ（定員10名 月～金曜日の午前・午後2時間の療育）
- (2) 放課後等デイサービス
 - ・小学生グループ（定員10名 土曜日の午前・午後2時間の療育）

【主な取り組み】

今年度、以下のことに取り組んだ。

- (1) 利用児（者）の処遇の向上
 - ・利用児の個々の特性に即した支援、療育、発達の促進に努めた。
- (2) 快適な生活環境の提供
 - ・利用児に快適な生活環境を提供し、衛生管理に努めた。
- (3) 安全対策、事故防止
 - ・安全対策、事故防止に努めた。
- (4) 利用児（者）家族との連携
 - ・利用児の家族との連絡、協力関係の構築に努めた。
- (5) 通所支援
 - ・センターの車両で利用児の安全な送迎に努めた（よつばグループ）
- (6) 関係機関との連携、支援
 - ・保育所、学校、三次市子ども発達支援センター等との連携、支援に努めた。
- (7) 利用契約児（者）の確保
 - ・利用契約児数の確保に努めた。

【利用者の状況】

①児童発達支援（1日通所 よつばグループ）定員10名

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
教室日数	15	20	22	20	19	21	21	20	20	17	19	21	223
利用人数	88	104	112	137	110	95	122	136	132	107	127	127	1417

平均利用人数 6.4名／1日

②児童発達支援（2時間教室 たんぽぽグループ）定員10名

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
教室日数	8	12	13	12	12	12	13	12	12	11	11	9	137
利用人数	59	71	92	81	75	107	114	108	112	80	87	95	1081

平均利用人数 7.9名／1日

③放課後等デイサービス（2時間教室 学童グループ）定員10名

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
教室日数	2	4	4	4	4	4	4	4	3	3	4	4	44
利用人数	27	52	52	58	50	58	58	50	40	41	51	54	591

平均利用人数 13.4名／1日